

○八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日

条例第38号

改正 平成28年6月24日条例第24号

令和3年6月10日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和3年条例15号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲等)

第4条 法第9条第2項の規定による条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行

う同表中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法第19条で定める別表第2（以下「法別表第2」という。）の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表中欄に掲げる事務を処理するため、必要最小限の範囲で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため、必要最小限の範囲において同表第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 市長又は教育委員会は、条例その他の規程による申請等を受理する際、前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供等）

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求める場合に限り、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供できるものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、条例その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（一部改正〔令和3年条例15号〕）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月10日条例第15号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項）

機関	事務
1 市長	八街市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年規則第1号）による助成金の支給に関する事務
2 市長	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成4年条例第14号）による助成金の支給に関する事務
3 市長	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成4年条例第34号）による助成金の支給に関する事務

別表第2（第4条第2項）

（一部改正〔平成28年条例24号〕）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	八街市子ども医療費の助成に関する規則による助成金の支給の申請等に係る事実についての審査に関する事務	地方税関係情報（当該申請等に係る助成対象者及び当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報）
		医療保険資格等関係情報（当該申請等に係る子どもに係る国民健康保険の資格又は給付に関する情報）
		生活保護関係情報（当該申請等に係る助成対象者及び当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護の実施に関する情報）
2 市長	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する	地方税関係情報（当該申請等に係る受給資格者若しくは当該受給資格者と生計を同

	<p>る条例による助成金の申請等に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>じにする扶養義務者又は父母のない児童を扶養している者に係る市民税に関する情報)</p> <p>医療保険資格等関係情報(当該申請等に係る受給資格者に係る国民健康保険の資格若しくは給付又は後期高齢者医療保険の資格に関する情報)</p> <p>児童扶養手当関係情報(当該申請等に係る受給資格者若しくは当該受給資格者と生計を同じにする扶養義務者又は父母のない児童を扶養している者に係る児童扶養手当の支給に関する情報)</p> <p>生活保護関係情報(当該申請等に係る受給資格者に係る生活保護の実施に関する情報)</p> <p>障害者関係情報(当該申請等に係る受給資格者に係る身体障害、知的障害又は精神障害の程度に関する情報)</p> <p>条例等による医療に関する給付の支給に関する情報(当該申請等に係る受給資格者に係る八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による助成に関する情報)</p>
<p>3 市長</p>	<p>八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による助成金の支給の申請等に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>地方税関係情報(当該申請等に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報)</p> <p>医療保険資格等関係情報(当該申請等に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険又は後</p>

		期高齢者医療保険の資格又は給付に関する情報)
		生活保護関係情報(当該申請等に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る生活保護の実施に関する情報)
		障害者関係情報(当該申請等に係る受給権者に係る身体障害者又は知的障害者の障害の程度に関する情報)
4 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に係る対象者の判定に関する事務	障害者関係情報(当該実施に係る身体障害者、知的障害者又は精神障害者に係る施設入所支援に関する情報)
		介護保険関係情報(当該実施に係る施設入所及び入居に関する情報)
5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に係る対象者の判定に関する事務	障害者関係情報(当該実施に係る身体障害者の障害の程度に関する情報)
6 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導の実施に関する事務	生活保護関係情報(当該実施に係る生活保護の実施に関する情報)
		障害者関係情報(当該実施に係る身体障害者、知的障害者又は精神障害者の障害の程度に関する情報)
7 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に係る対象者の判定	生活保護関係情報(当該実施に係る生活保護の実施に関する情報)
		中国残留邦人等支援給付関係情報(当該実施に係る中国残留邦人等に係る支援給付

	に関する事務	の有無に関する情報)
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保健事業の実施に係る対象者の判定に関する事務	障害者関係情報（当該実施に係る身体障害者、知的障害者又は精神障害者に係る施設入所支援に関する情報） 介護保険関係情報（当該実施に係る施設入所及び入居に関する情報）
9 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護の決定に関する事務	地方税関係情報（当該決定に係る軽自動車税及び固定資産税に関する情報）